



第13期全国人民代表大会第2回会議が開催



2019年3月5日(火)～15日(金)まで、中国北京市の人民大会堂にて、第13期全国人民代表大会(以下、全人代)第2回会議が開催された。

5日に李克強首相が政府活動報告を行い、第19回党大会の精神を全面的に展開する年となった2018年度は主要な経済・社会目標を達成した事、革新能力が一段と向上した事、サプライサイドの構造改革が深化した事などが報告された。

注目されていた今年の経済成長目標は、「6～6.5%」に設定され、足元の景気減速を受けて下げ幅の拡大を容認すると同時に、今年が建国70周年にあたることから6%の成長率は下回らないよう経済運営するものと見られる。

中国の減税政策が続いているが、今年はより大規模な減税を実施するとし、製造業と小企業・零細企業の税負担を重点的に軽減するとした。

中国の流通税である増値税は製造業など現行16%

が適用されている業種は13%に、交通運輸業や建築業などの業種は10%から9%に引き下げ、現行6%となっている業種の税率は据え置かれる。引き下げの時期は政府活動報告では言及されなかったが、15日の閉幕時の記者会見で李首相は4月1日から開始すると明らかにした。

企業の社会保険料負担が大幅に軽減され、都市部従業員基本年金保険の保険料率(企業負担分)を引き下げ、各地方政府はそれを16%まで引き下げることができるとし、年間で企業の税負担と社会保険料負担は2兆元近く軽減されることとなる。

改革により、各種関連料金の引き下げを図り、電気代、道路・橋梁の通行料を引き下げ、旅客・貨物輸送車両に対する不合理な審査・認可や不当な料金徴収・罰金を取り締まるとした。

最終日となる15日には「外商投資法」が可決され、2020年1月1日より実施されることとなった。

目次

第13期全国人民代表大会第2回会議が開催	1
会務報告 2018年度第五回理事会	2
会務報告 劉曉軍新総領事 歓迎昼食会を開催	2
東海日中貿易センター 特別講演会「新しいAEO企業認証基準の解説と対応」	3
中国投資企業部会 特別講演会「中国における知的財産戦略～現場事例からみる現状～」	3
中国実務セミナー 中国税務アップデート	4
4月以降の行事案内	4

中国投資説明会 常熟経済技術開発区(名古屋)投資環境説明会	5
交流記録	6
中国企業信用調査のご案内	8
西安デスクNEWS	9
青島デスクNEWS	10
寄稿 北京・LINDAの知財権便り～知財法廷を開設へ～	11
法令資料 外商投資法が成立 20年1月から施行	12
中国短信	16
中国経済データ	18

2018年度第五回理事会

3月7日(木)、名古屋商工会議所ビル第1会議室にて、当センターの2018年度第五回理事会を開催し、理事7名、協議員16名の出席のもと、議案審議と事業報告が行われ、議案について異議なく承認された。

石原業務グループ長が司会進行を行い、本理事会は理事会運営規則第7条に規定する定足数を満たし、成立していることを報告した。

小澤会長の開会挨拶の後、引き続き小澤会長が議長を務め、大野常務理事兼事務局長が議案説明並びに報告事項1～3項について報告した。

□第1号議案

新入会員の承認について

定款第6条(入会)に基づき、入会申込書の提出があった株式会社燕システムと中日韓中小企業ツーウェイ投資促進公共サービスプラットフォームの2社が承認された。

□第2号議案

2019年度事業計画案及び収支予算案

訪中団やセミナーなど例年事業への取組みのほか、中国からの訪日団、誘致説明会の開催協力要請の増加に伴い、貿易・投資促進事業及び交流事業を強化すること。継続して、中国地方政府、開発区との連携を強化していくことなどが承認された。



□第3号議案

協議員の一部変更について

理事会運営規則第16条(決議事項)に基づき、下記協議員の交代が本理事会で承認された。

退任 小林一弘 トヨタ自動車(株) 専務役員

新任 前川智士 トヨタ自動車(株) 中国部部长
兼トヨタ自動車(中国)投資
有限会社 総経理

□第4号議案

専務理事選任について

理事会運営規則第19条2項(業務執行理事)に基づき、専務理事兼事務局長として大野大介が選任された。

続いて、報告事項1. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況について、報告事項2. 訪中報告 中部経済界訪中団、報告事項3. その他2019年度主要会務行事予定について、報告並びに説明が行われた。

劉曉軍新総領事 歓迎昼食会を開催

3月7日(木)、第五回理事会終了後に劉曉軍新総領事をお招きし、標記昼食会を開催した。



安秘書(左)、劉総領事(中央)、孫副総領事(右)

総領事館からは、劉曉軍総領事、孫志剛副総領事、安建勲総領事秘書が出席し、当センターからは、小澤哲会長、豊島半七・小川謙・藤森利雄・嶋尾正・尾堂真一副会長、松尾隆徳協議員長、森克彦・天野源之副協議員長、馬場紀彰・岡谷鋼機(株)専務取締役、臼井定広・(株)デンソー専務役員、大野大介専務理事兼事務局長が出席し、劉総領事の出身地の河北省や日本への留学時代など様々な話題で交流を行った。

特別講演会「新しいAEO企業認証基準の解説と対応」

2月27日(水)、名古屋商工会議所内会議室にて、東海日中海運懇話会主催による標記特別講演会が開催され、懇話会メンバー及び当センター会員の計25名が聴講した。

飯田輝智・東海日中海運懇話会会長(名港海運㈱専務取締役)が主催者を代表し挨拶した後、劉航・TJCC コンサルティンググループ業務副総経理が講演を行った(写真)。

AEO制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵



守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続きの緩和・簡素化策を提供する制度で2018年10月には日中間で同制度における相互承認の合意がなされた。

講演ではAEO認証の概要と実施現状、AEO認証に係る税関主要規定、AEO認証新基準の内容、認証企業になるメリット・対応策の順に解説。企業はAA(高級認証企業)、A(一般認証企業)、B(一般信用企業)、C・D(信用喪失企業)にランク分けされ、うちAAは国際相互承認の対象で且つ最も優遇を享受できるが2017年の申請合格率は52%と約半分に止まっているとし、メリットの分だけ難度が高い現状の説明があった。

講演後のアンケートでは、中国のAEO新基準内容が日本の認証基準より細かく且つ厳しい項目となっているが、メリットの大きさからAA取得に意欲を持つ企業が多く見られた。

特別講演会「中国における知的財産戦略～現場事例からみる現状～」

3月22日(金)、名古屋商工会議所内会議室にて、中国投資企業部会主催による標記特別講演会が開催され、中国駐名古屋総領事館から李穎領事と陳麗萍領事をお招きし、部会員7名が聴講した。

冒頭に、坂田光徳・中国投資企業部会部会長(岡谷鋼機㈱メカトロ本部取締役本部長)が主催者を代表して挨拶し、来賓の領事2名が挨拶を述べた後、王穩・上海開澤法律事務所パートナー弁護士(写真右)が標記講演を行った。

前半は、知的財産権における最近の中国事情として、知的財産関連制度の現状や行政の動きについて解説。また中国の特許登録件数の推移と特許登録件数が多い主な中国企業について紹介し、出願件数急増の要因や出願手続きの概要について事例を交え解説した。

後半は、中国における商標事情を解説した。中国

政府は外交的な印象強化のため模倣品の取り締まりに力を入れているが、現状の中国市場は売上げ主義の傾向が強く、知的財産権に対する意識はまだ低いとし、商標の抜け駆け(先取り)出願が横行する中国において、日本企業はどのような対策をすべきか多くの事例を交えて解説した。



講演会の後、部会メンバーに王弁護士と領事2名を交え懇親会を行った。

中国税務アップデート

～税務全般の基礎から最新の個人所得税改正までプロが解説～

3月8日(金)、前田勝己・前田公認会計士／税理士事務所所長(写真)を招き、標記セミナーを開催した。

講師からは今年1月1日から改正・施行された中国個人所得税法について解説があり、法改正は分離課税から総合課税に移行し、中国人個人に対する減税が主な目的であり、日本人出向者への影響は小さいが、改正前に



ホームリープ費用など外国人に対して非課税であったものが、根拠法を失ったことで課税対象となる可能性もあり、当面は留意すべきとの助言があった。

全人代での政府活動報告に景気対策として増値税(付加価値税)の大幅減税が掲げられた点については、もともと中国の増値税は日本の消費税と異なり、内税であるため、消費者が減税されたことを実感しにくいことから、減税による消費への刺激はあまり見込めないのではないかと懐疑的な見解が示された。

本セミナーには30名が聴講した。

4月以降の行事案内

後援行事

愛・地球発 二胡のふるさと

「第14回 桜二胡音楽会2019」

日 時：4月7日(日) 14:00～

※雨天順延4月14日(日)

会 場：徳川園 蓮左文庫前広場

主 催：NPO法人チャン・ビン二胡演奏団

共 催：中華人民共和国駐名古屋総領事館ほか

投資説明会

「2019年広東順徳－名古屋投資説明会」

日 時：4月15日(月) 10:30～13:00

会 場：名古屋マリオットアソシアホテル

16階 アイリス

参 加：無料 ※定員80名

主 催：佛山市順徳区経済促進局

新年度特別講演会

「米中貿易戦争・全人代が映す中国経済の実態」

日 時：4月19日(金) 15:00～17:00

会 場：名古屋商工会議所ビル5階 D会議室

講 師：柯 隆 (一社)東海日中貿易センター
客員研究員

(公財)東京財団政策研究所

主席研究員

参 加：無料 ※定員80名(先着順)

後援行事

「2019年中国における企業が注目すべき税務面/通関面のトピックス」(仮称)

日 時：5月24日(金) 13:30～16:00

会 場：安保ホール(ABO HALL)601会議室

主 催：TJCCコンサルティンググループ

参 加：無料 ※定員50名(先着順)

主催セミナー

「中国知財戦略の再考のススメ

～中国特許法第4次改正を見据えて～」

日 時：5月27日(月) 14:30～16:30

会 場：名古屋商工会議所ビル3階 第1会議室

講 師：魏啓学 (一社)東海日中貿易センター

中国法律顧問

林達劉グループ代表取締役

弁護士・弁理士

参 加：無料 ※定員60名(先着順)

常熟経済技術開発区(名古屋)投資環境説明会

3月13日、王鋼・常熟経済技術開発区副主任(右写真)をはじめとする一行6名が来名し、同区の主催、当センターの協力により標記説明会を開催した。

冒頭、王鋼副主任が主催を代表してあいさつに立ち、「常熟は上海に近く、日本と同様に緑豊かで、気候も似ている。その上、常熟の人はまじめな気質である。これまでも多くの日系企業に気に入っていただけており、まだ来たことのない方にもきっと気に入っていただけると思うので、ぜひ多くの日本の方に視察にきてもらいたい」と参加者に視察を呼びかけた。



投資環境の説明では、長年にわたり日本企業の誘致を担当してきた開発区招商局の呉健副局長(上写真)が日本語にて最新の状況を紹介した。

常熟市は上海市から80km、蘇州市から40kmの地にある。人口200万人を擁し、華東地区(中国東部)経済圏の一角を成す街である。

行政区画においては江蘇省内にあるが、江蘇省が直轄する市ではなく、蘇州市が管轄する「三級市」(別名：県級市)に位置付けられる。一方、経済力において三級市としては中国トップクラスにある。

上海市や蘇州市とは高速道路網で結ばれており、上海からは1.5時間、蘇州からは1時間でアクセスできる。

高速鉄道については現在、常熟市内に高速鉄道の駅はなく、上海－蘇州－南京－北京間を結ぶ「京滬高鉄」の途中駅、蘇州北駅が最寄り駅にあたる。蘇州北駅からは車で30分ほどかかる。しかし、2020年

6月に高速鉄道が開通すると、上海市街(上海虹橋駅)から直通23分で結ばれることになり、これまでネックとなってきた高速鉄道での交通アクセスについても大幅に改善される見込みという。

開発区では自動車、ハイエンド設備、新材料(新素材)の企業誘致に力を入れており、日本の東海地方の産業との共通点が多いことから、関連企業に進出を検討してもらいたいとアピールがあった。

日系進出企業ケーススタディでは、セラミックセンサ(株)(日本特殊陶業グループ)の水谷昭夫・代表取締役社長(前常熟現地法人総経理、右写真)が自社の進出時の体験談を語った。水谷社長は現地法人の立ち上げから関わっており上海市内の拠点拡張で、第二の拠点を探すにあたって、上海から近く、しかもまとまった土地を取得できる場所を探したところ、常熟が候補地の一つとして挙がったという。候補地から絞り込む中で、①土地の取得手続きにかかる期間が極めて短かったこと、②開発区の日本語でのサポート体制がしっかりしていること、の2点で常熟が秀でていたという。そのため工場着工から操業までの時間が計画よりも大幅に短縮できたと語った。

特別講演では「行政地域を跨ぐ工場移転について」と題し、上海華鐘投資コンサルティング有限公司の能瀬徹・副総経理(右写真)が登壇した。政府から移転が求められて移転する「政策性移転」、政府との話し合いにより移転する「協議移転」、自主的に移転する「自主移転」という背景の異なる移転について違いや対応策など詳細に解説があった。

当日は48名が聴講した。



交流記録

<北京魏啓学法律事務所>

2月20日(水)、当センター中国法律顧問の魏啓学・北京林達劉知識産権代理事務所代表取締役／北京魏啓学法律事務所所長と于博聞・北京魏啓学法律事務所弁護士2名が当センターを訪れ、大野常務理事兼事務局長と中村業務グループ課長が対応した。



魏中国法律顧問と于弁護士

魏啓学法律顧問からは、中国特許法の改正及び知財の最新状況を説明するセミナーを企画したいと提案があり、開催時期は暫定的に5月末となった。

また、魏啓学法律顧問の所属先である林達劉グループが発行しているLINDAニュースから当センターのメールマガジンに記事を転載させて頂くよう依頼し、同意を得た。

<天津西青経済技術開発区管理委員会日本事務所>

2月26日(火)、慕鵬・天津西青経済技術開発区管理委員会日本事務所所長が当センターを訪れ、石原業務グループ長が対応した。

慕氏の紹介によると、現在同区内において、中国自動車技術研究中心(中国自動車技術研究センター・CATARC)と共同で「自動運転試験運転場」を急ピッチで建設しており、早



慕所長

ければ年内に一部の施設が運営できるという。また区内に7万㎡の「人工智能産業園」を建設することが

決定し、今後は製造業以外での企業誘致にも力を注ぐとのことである。

また、今年7月頃に名古屋で投資説明会及び講演会の開催を予定しており、センターへ協力の要請があった。

<順徳区投資服務局>

2月26日(火)、唐士淵・順徳区投資服務局招商顧問が当センターを訪れ、大野常務理事兼事務局長と中村業務グループ課長が対応した。

唐招商顧問は、同区投資服務局の中では最古参のメンバーとなり、当センターとは旧知の間柄である。

4月に久しぶりに名古屋で誘致説明会を開催したいと協力要請を求められ、先ずは、会場手配から検討することとした。

順徳区には、自動車部品企業が多く進出し、当センターの会員も多い。日中関係も良好な関係へと修復され、これからの投資拡大に期待を寄せている。



唐士淵・招商顧問

<煙台経済技術開発区招商合作管理局>

2月28日(木)、李兆喜・煙台経済技術開発区招商合作管理局日本処副処長が当センターを訪れ、大野常務理事兼事務局長と石原業務グループ長が対応した。

李副処長は、同開発区日本事務所の副総代表を兼務しており、常駐ではなく出張ベースで来日している。今年度は、名古屋で誘致説明会を開催したいと協力要請を求められ、開催時期は暫定



李兆喜副処長

的に5月下旬に決定した。

煙台市招商局と当センターは、昨年9月に業務提携を結んだこともあり、往来が活発になっている。また、富士山静岡空港から煙台蓬萊国際空港への直行便も開通し、旅行客ばかりでなく、ビジネスマンの往来が増加することに期待したい。

<江蘇省人民政府>

3月8日(金)、黄錫強・江蘇省人民政府外事弁公室副主任一行9名が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長、石原業務グループ長、瀬瀬業務グループ担当が対応した。



湯大軍処長(左)と黄錫強副主任(右)

黄副主任から、今年5月30日に省政府はじめ地方政府の代表団を日本に派遣し、東京で交流会を開催する予定なので、当センター会員に参加を呼び掛けて欲しいと告知協力の要請があった。

更に、翌日の31日に省政府と地方政府の一部が愛知県を訪問する計画があり、当センターと交流をしたいと提案があった。

できる限りの協力を行うことを約束したが、受入れが愛知県になるとのことで、今後調整を行っていくこととした。

大野専務理事からは、当地方の産業や貿易の状況を説明した後、3月20日より東海地方企業家訪問団が江蘇省を訪問し、小澤会長はじめ15名が21日午前省政府を表敬訪問することになっている旨を説明し、再会できることを楽しみにしていると話をした。

湯大軍処長からは、来年(20年)は、江蘇省と愛知県の友好都市提携40周年を迎えることになるので、省内企業の参加を募り、名古屋でビジネスマッチング会を開催したいと抱負を語った。

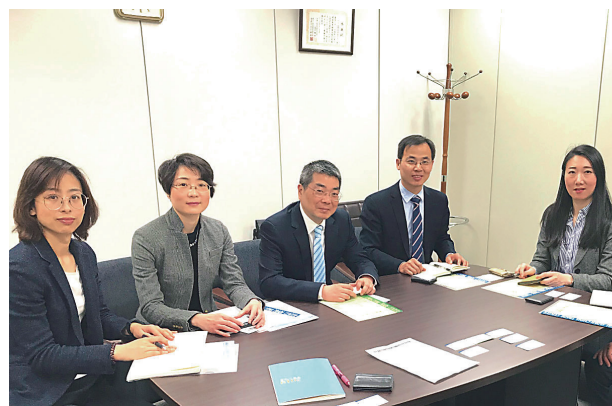
黄錫強 江蘇省人民政府外事弁公室副主任

周 剛 同 亜洲処処長

王文芸	同	副処長
陳 瑞	同	主任科員
湯大軍	江蘇省商務庁外国投資管理處處長	
孫光耀	同	主任科員
孫 潔	同	外事処副処長
田 勇	江蘇滙鴻国際集団会展股份有限公司董事長	
張忠祥	中国江蘇省駐日本經濟貿易代表処主任代表	

<常熟經濟技術開發区>

3月13日(水)、王鋼・常熟經濟技術開發区管理委員会副主任一行6名が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と中村業務グループ課長が対応した。



王剛副主任(中央)

前日(12日午後)に常熟市人民政府により、2019東京セミナー「常熟－長江デルタ進出の最適地」が開催され、当センターから大野専務理事が出席したほか、常熟市に進出している複数の会員企業も出席していた。

当日は、午後に同開發区の主催、当センターの協力により、同開發区の誘致説明会を開催することになっており、その前に交流を行った。

大野専務理事からは、昨年の当地域と中国との貿易状況や最近の投資状況について説明し、また、最近中国各地より来客や投資説明会開催への協力依頼が増えているので、開催方法や時期などについてアドバイスをおこなった。

王 鋼 常熟經濟技術開發区管理委員会副主任

趙紅芳	同	招商局局長
吳 健	同	副局長
許 柳	同	經濟發展局・科技与知識產權局副局長
徐 亮	同	招商局副科長
唐瓊焯	同	招商局副科長

＜寧波経済技術開発区日本事務所＞

3月14日(木)、李偉・寧波経済技術開発区日本事務所代表が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と石原業務グループ長が対応した。

李氏より、本国での機構再編により2000年に開設した同事務所を今年3月末に閉鎖し、今後の企業誘致活動は出張ベースで行う事となったと報告があった。

李氏によると、事務所の閉鎖は残念だが、今後は引き続き当センターの協力により、東海地区企業の誘致に専念したいとの事であった。



李偉代表

＜江蘇省国際交流センター＞

3月18日(月)、朱巧雲・江蘇省国際交流センター対外交渉部運営総監・境外就業部業務経理が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長が対応した。

朱運営総監は、昨年8月まで同センターの駐日連絡事務所の所長を務めていたが、職員を常駐から出張ベースに切り替える方針になった為、帰任することになった。

帰国後は、初の出張となり、今回は2週間ほど滞在し、名古屋以外にも関東圏、関西圏の技能実習生の受入機関を訪問する予定とのこと。

同社は、長年にわたり技能実習生の送出し機関として実績があるが、近年は中国国内の賃金アップに伴い、中々人の確保が難しく、日本への派遣者は減少傾向にある。そこで、新たに日本で直接雇用する従業員の紹介事業を始めるとの紹介があった。

中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書(日本語)をお届けします。

調査タイプ

①総合信用調査：

企業概要、登記情報(過去の変更記録を含む)、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況(品目、決済方法を含む)、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、通常2年分)、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価

②ビジネス信用調査：

総合信用調査の簡易版で、財務諸表もレポートの記載対象に含まれます。

③財務諸表調査：

登記情報、株主構成、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)。

調査料金(消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	80,000円	110,000円
	至急	15日	110,000円	140,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	40,000円	60,000円
	至急	10日	60,000円	90,000円
財務諸表調査	—	6日	30,000円	45,000円

【お問い合わせ・お申込み】 一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ

TEL:052-219-4820 FAX:052-219-4823

URL <http://www.tokai-center.or.jp> E-mail: gyoumu@tokai-center.or.jp

西安国際穀物・食用油フォーラムを開催

2月22日、西安市政府と中国植物油業界協会の主催、西安国際港務区管理委員会の請負で「西安国際穀物・食用油フォーラム」を開催した。国家発展改革委員会などの協力の下、中国、ロシア、ウクライナ、カザフスタンなどの協会及び企業から300人余りが参加した。

西安港は、中国で唯一国際・国内の両方で代表コードを保有する内陸港で、且つ国家一類港(通関手続きが直接行える港)の指定を受けた港である。2017年2月に同港への穀物輸入が認められてからは、積極的に内陸経由で穀物・食用油輸入ルートの構築を進めており、「内陸港・一带一路の窓口・自由貿易区」といった優位性によって輸入が着実に拡大している。統計では、2018年に長安号がタジキスタン、ウクライナなどの国から輸入した穀物は2.6万トンに上っている。

成功例として、西安国際港務区にある西安愛菊糧油工業集団は、西安港の効率の高い通関と国際貨物列車「長安号」を利用して、カザフスタン・北カザフスタン州で栽培・加工した穀物や食用油を、アラ山口、西安ルートから輸入するスキームを徐々に確立している。

フォーラムでは西安国際港務区が中糧貿易有限公司、益海嘉里公司与協議調印(写真)を行った他、穀物・食用油原産国のゲストや企業代表者に対して、西安との更なる提携を呼びかけた。



「提携」がテーマとなった今回のフォーラムでは、ロシア、ウクライナ、カザフスタンの協会代表者がそれぞれの優位性を紹介し、提携について意欲を示した。他にもロシア糧油協会と中国植物油業界協会が提携協議に調印し、西安、蘭州、銀川、アラ山口、満洲里、エレンホトなどの総合保税區が提携忘備録に調印、交流会では企業同士が積極的に名刺交換を行った。

西安発のディスプレイ、キルギスタンに出荷

1月25日、西安国際港務区の西安総合保税區にある陝西思贏電子科技有限公司が製造する1,100台のパソコン用液晶ディスプレイがコンテナに積まれた(写真)。



製品は、通関後国際貨物列車「長安号」に積み込まれ、12日間でキルギスタンの首都ビシュケクに輸送される見込みで、従来の輸送より少なくとも3週間速い到達になる。一带一路の膨大な市場を新たに開拓した事例となった。

同社は2018年5月に当区内への入居が決まり、同年8月末に工場設備の搬入と工場内改装を終え、9月にはすでに稼働が始まっていた。西安港が得意とする海鉄輸送(鉄道と海上の複合輸送)を活用し、ディスプレイ、テレビなどの電子製品を日本や韓国など海外へ輸出する一方、長安号の物流優位性を生かして、キルギスタン、イラン、ロシア、トルコなど一带一路沿線国への販路拡大を目指す。

西安国際港務区における政策並びに長安号の優位性により、東南地域の沿海部からハイテク技術、電子通信、加工貿易などを扱う企業の誘致が進み、アメリカ・Allwave Lasers (レーザー)、同Bloo Solar (太陽光パネル)、深圳中百佳電子(LED)等をはじめとする11社のハイテク企業が製造拠点を構え、投資総額は10億元に上る。製品にはレーザー部品、スマートフォン、太陽光パネル、ディスプレイ、医療用設備、AIロボット、児童用学習機器などがあり、西安港の同業界における産業群を構成している。

レポーター



東海日中西安デスク

代表 賈育林

(西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理)

青島の複合輸送で「一帯一路」を繋ぐ

昨年7月26日より運営を開始した中国・上海協力機構地方経貿合作示範区・青島複合輸送センターは、海陸一貫の複合輸送を手掛けている。同センターは「中亜班列(中国－アジア間)」、「中欧班列(中国－ヨーロッパ間)」、「中蒙班列(中国－モンゴル間)」、「中韓高速便」、「アセアン高速便」の5ルートからなる国際路線を開通し、一帯一路における広範囲の国際物流ネットワークを構築している。

青島港は、海鉄複合輸送のコンテナ取扱量で2014年から4年連続で全国1位となり、貨物量は年々増えている。多くの企業が複合輸送方式を選択するようになり、「一帯一路」沿線国との貿易はますます盛んになっている。

同センターは中継貿易の発展にも注力しており、韓国から海上輸送で搬入された冷蔵庫、服飾品、自動車、化粧品などの貨物が、青島経由で鉄道輸送に切り替わり、中央アジア各国に運ばれるというスキームが増えている。データによると、2017年、中国－韓国間の青島経由海鉄複合輸送で発着した鉄道車両は216便、貨物量は520.56ト、貨幣価値は3,780万ドルとなり、精密機器、大型ハイテク設備の輸出入で最も選ばれる輸送ルートとなった。



青島多式聯運センターが運営する国際貨物輸送鉄道

複合輸送により新たなモデルの国際経済協力も動き出した。昨年11月に行われた第一回中日第三国市場協力フォーラムの中で、日本通運㈱は青島市と複合輸送中継貿易における協力を表明し、中外運華中公司(シノトランス)、中鉄青島聯集、青島港集団と協議を行った。

日本通運の中国現地法人で、日通国際物流(中国)有限公司・山東エリアの久米崇総経理は、「青島はグローバルな海鉄複合輸送において、位置的・効率の良さなどで優位性があり、日本が中央アジア、

ヨーロッパで中継貿易を展開する際は最も良い選択肢となり得るので、青島市と更なる協力体制を築いていくことを望んでいる」と今回の業務提携に期待を込めた。

「流浪地球」など4作品に約3,600万元の補助金

青島東方影都(チンタオ・オリエンタル・ムービー・メトロポリス)映像産業特定プロジェクト制作資金助成金授与式で、中国製作の「流浪地球(さまよえる地球)」、「瘋狂的外星人(クレイジーエイリアン)」、「一出好劇(アイランド)」とユニバーサル・ピクチャーズ(米国)製作の「パシフィック・リム:アップライジング」計4作品が合計3,626.96万元の制作資金助成金を獲得した。「流浪地球」制作グループは412.65万元、「瘋狂的外星人」は1,038.71万元、「環太平洋2」は1,600万元、「一出好劇」は575.6万元を獲得した。



助成金授与式の様子

青島東方影都は、大連万達グループが青島市に設立した映画スタジオで「東のハリウッド」と呼ばれている。同プロジェクトの総投資額は500億元に上り、世界トップレベルのスタジオが40カ所、衣装、道具、機材加工場が32カ所あり、他にも世界最大となる1万㎡のスタジオ、水温調節機能のある撮影用大型プールなどがある。

世界クラスの映像産業拠点を目指すため、青島市は青島東方影都が制作する優秀映画作品に最大で制作資金の40%の助成金を付与している。「流浪地球」と「瘋狂的外星人」の2つの国産SF作品は青島東方影都で制作され、2019年春節期間の興行収入で1位と2位を記録した。

レポーター



東海日中青島デスク
代表 宋曉華
(青島市商務局主席記者)

最高裁判所知的財産法廷について

1. 概要状況

2018年10月26日、第13期中国全国人民代表大会常務委員会第六回会議において、「専利(特許、実用新案、意匠権の総称。以下同)等知財事件の訴訟手続に関する若干問題の決定」が可決された。当該決定によれば、知財事件審理の品質・効率の向上並びに各地における審理基準の統一をするために、最高裁判所に知的財産法廷(以下「知財法廷」をいう)を設け、集中的に全国における専門性の高い特許等訴訟の上訴事件を審理する。

知財法廷は、最高裁判所傘下の常設裁判機関として、全国における専門性、技術性が高い専利などの民事及び行政上訴事件を管轄する。知財法廷は専利などの知財事件の裁判基準を統一して、イノベーション駆動発展戦略の実施を加速化する役割を果たす。審理の専門化、管轄の集中化、手続の集約化及び人員のプロ化を実現することで、知的財産強国及び科学技術強国の建設に有力な司法保障及びサービスを提供する。

知財法廷は、設立時、第一審判室、第二審判室、訴訟サービスセンター、総合弁公室という4つの機構を設ける。第一審判室は技術調査室の役割も果たし、技術調査官の管理機能も有する。

12月29日に全国人民代表大会常務委員会に正式に任命された知財法廷の裁判官は、延長、副延長を含め、27名がいる。最高裁判所の知財法廷の延長として羅東川、副延長として、王闖、周翔、李劍が任命された。

知財法廷は、北京市豊台区汽車博物館東路2号院3号楼に所在している。

2. 12月29日中国国務院新聞弁公室のニュース

プレスリリースでの質疑応答(抜粋)

質問：どのように多くの裁判官の裁判基準を統一するのか？

回答：知財法廷を設立する目的は、裁判基準を統一するためである。知財法廷内部では、制度上のデザインをし、例えば、専門裁判官会議制度を設け、複雑な事件については専門裁判官会議での議論を要求する。また、最高裁判所の裁判官に、裁判を行うと

き、今まで類似する事件の裁判があったか検索するよう要求する。特に重大な事件である場合、裁判委員会にて議論するなどの措置を通して、裁判基準の統一を図る。

質問：知財法廷で扱う事件数は多いが、どのように裁判官不足の問題を解決するか？

回答：ここ数年の専利上訴事件の受理件数は、年間約2,000件であった。この事件数に対応するため、全国各地から専利の裁判、知財裁判経験のある優秀な裁判官を選抜して今回の知財法廷の裁判官に任命した。知財法廷が正式に稼働した後、第2回目、また将来は第3回目の裁判官選抜を行う予定である。

今回任命された裁判官は30名未満で、統計によれば、すべての裁判官はマスター以上の学歴を持ち、そのうち、半分はドクターで、1/3は理工学のバックグラウンドを有し、1/3は海外留学経験を有する。平均年齢は42歳で、四十代が主力メンバーとなっている。

また、ビッグデータを利用して事務的な仕事の負担を軽減する予定である。

3. 12月27日に発表された「知財法廷の若干の問題に関する最高裁判所の規定」の要約

(1)情報の電子化を大いに推進する

例えば、第3条には、電子ファイルが規定されている。第4条には、知財法廷は当事者の同意を得て、電子訴訟プラットフォーム、中国裁判経過情報公開サイト及びファックス、電子メール等の電子的手段により、訴訟書類、証拠資料及び裁判文書等を送付することができると規定されている。

(2)訴訟時における当事者の利便性を高める

例えば、第5条には、知財法廷は、電子訴訟プラットフォーム又はオンラインビデオ等の手段により、証拠交換、開廷審理前の会議等を行うことができると規定されている。第6条には、知財法廷は、事件の状況に応じて、現地又は原審裁判所の所在地に臨んで事件の巡回審理を行うことができると規定されている。

(3)当該司法解釈は2019年1月1日に施行された。

(以後、不定期で掲載予定)

外商投資法が成立 20年1月から施行

3月15日、第13期全国人民代表大会(全人代)第2回会議において「外商投資法(以下、「本法」という)」が賛成2,929票、反対8票、棄権8票の賛成多数で可決され成立した。

外国企業が中国に投資して設立された現地法人は「外商投資企業」と呼ばれる。その根拠となる現行法の「外資企業法」、「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」(以下、「外資三法」という)は、1970年～1980年代に制定され、30年以上にわたって適用されてきた。

外資三法の統合を図るため、2015年に中国商務部が「中華人民共和國外国投資法」をパブリックコメントとして発表し議論が進められてきたが、米中貿易摩擦の影響を受けて大幅な調整を加えられた結果、本法の成立となった。

本法は2020年1月1日から施行され、同時に外資三法は廃止されるが、本法施行前に設立された外商投資企業については、施行後の5年内は引き続き従前の企業組織形態などを保留することができるとした。

本法では、外資に対して規制業種(ネガティブリスト)を除いて内国民待遇を保証することが打ち出されているが、国が安全審査を実施することなど懸念材料も存在しており、今後の動向に注目する必要がある。

中華人民共和國外商投資法

(2019年3月15日、第13回届全国人民代表大会第二次會議にて可決。)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 投資促進
- 第三章 投資保護
- 第四章 投資管理
- 第五章 法律責任
- 第六章 附則

第一章 総則

第1条 対外開放のさらなる拡大を図り、外商投資

を積極的に促進し、外商投資の合法的な權益を保護し、全面的な開放の新たな枠組みの形成を推し進め、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、憲法により本法を制定する。

第2条 中華人民共和國国内(以下「中国国内」と称す)における外商投資について、本法を適用する。

本法での「外商投資」とは、外国の自然人、企業その他の組織(以下「外国投資者」と称す)が、直接または間接的に中国国内において行う投資活動を指し、下記状況を含む。

- (1) 外国投資者単独またはその他投資者と共同で中国国内に外商投資企業を設立する場合；
- (2) 外国投資者が中国国内企業の持分、株式、財産割当及びその他の類似する權益を取得する場合；
- (3) 外国投資者単独またはその他投資者と共同で中国国内に新プロジェクトを投資する場合；
- (4) 法律、行政法規または國務院の規定するその他の方式の投資を行う場合。

本法にいう「外商投資企業」とは、外国投資者による投資の全部または一部を指し、中国の法律により中国国内での登記登録を経て設立される企業を指す。

第3条 国は対外開放の基本的国策を堅持し、外国投資者が法により中国国内において投資を行うことを奨励する。

国は、ハイレベルな投資の自由化と便利化政策を実行し、外商投資を促進するメカニズムを確立・完備し、安定、透明、予測可能且つ公平な競争ができる市場環境を創出する。

第4条 国は、外商投資について参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実行する。

中華人民共和國が締約又は加盟している国際条約、協定により外国投資者の待遇に関する別段の規定がある場合は、その規定に従う。

前項にいう参入前内国民待遇とは、企業の設立、取得、拡大等の段階で外国投資者及びその投

資が本国の投資者及びその投資を下回らない待遇を与えることを指す。ネガティブリストとは、国が特定分野において外商投資に対し実施することが規定されている参入特別管理措置を指す。国はネガティブリスト以外の外商投資に対し、内国民待遇を与える。

ネガティブリストは国務院により公布する、もしくは公布を承認する。

中華人民共和国が締約または加盟している国際条約、協定により、外国投資者の待遇に関し別途規定されている場合、その規定に従う。

第5条 国は法により外国投資者の中国国内における投資、収益及びその他の合法的な権益を保護する。

第6条 中国国内において投資活動を行う外国投資者、外商投資企業は、中国の法律法規を遵守しなければならない、中国の国の安全を脅かし、社会公共の利益を損害してはならない。

第7条 国務院商務主管部門、投資主管部門は、職責により業務を分担し、外商投資の促進、保護、管理業務を行う。国務院の関係部門は、各自の職責の範囲内で、外商投資の促進、保護、管理に関連する業務を担当する。

県級以上の地方人民政府の関係機関は、法律法規及び所屬する級の人民政府が確定する職責分担に従い、外商投資の促進、保護、管理業務を行う。

第8条 外商投資企業の従業員は、法により工会組織を設立し、工会活動を展開し、従業員の合法的権益を維持・保護する。外商投資企業は、自社の工会に必要な活動条件を提供しなければならない。

第二章 投資促進

第9条 国が企業の発展を支援するための各種政策は、外商投資企業に対しても同等に適用するものとする。

第10条 外商投資に関連する法律、法規、規則の制定にあたっては、妥当な方法により、外商投資企業の意見や提案を聴取しなければならない。

外商投資に関連する規範性文書、裁判文書等

は、法により直ちに公布しなければならない。

第11条 国は、健全な外商投資サービス体系を構築し、外国投資者及び外商投資企業に、法律法規、政策措置、投資プロジェクト情報等に関するコンサルティング及びサービスを提供する。

第12条 国は、他の国や地域、国際組織と多国間・両国間投資促進協力メカニズムを確立し、投資分野における国際交流と協力を強化する。

第13条 国は必要性に応じ、特殊経済地域または一部地域において外商投資試験政策措置を実行し、外商投資の促進、対外開放の拡大を行う。

第14条 国は、国民経済及び社会発展の必要性に応じ、特定の業界、分野、地域における外国投資者の投資を奨励、指導し、法律、行政法規或いは国務院の規定により優遇を与えることができる。

第15条 外商投資企業も等しく標準化作業に参画し、標準の制定においては情報公開と社会による監督を強化しなければならない。

国が制定する強制的標準は、外商投資企業にも平等に適用する。

第16条 国は、外商投資企業が法に基づき政府調達活動に公平な競争を通じて参加することを保障する。政府調達では、法により外商投資企業が中国国内において生産する製品を等しく扱う。

第17条 外商投資企業は、法に基づき株式、社債等の証券を公開発行するか、その他の方式により資金調達することができる。

第18条 地方の各級の人民政府は、法定の権限内で外商投資促進政策を制定することができる。

第19条 各級の人民政府及びその関係部門は、利便性向上、高効率、透明性の原則に則り、外商投資サービスのレベルをさらに向上させなければならない。

関連する主管部門は、外商投資ガイドラインを

作成・公布し、外国投資者や外商投資企業にサービスや利便性を提供しなければならない。

第三章 投資保護

第20条 国は、外商投資に対し接収を行わない。

特殊な状況において、国が公共的利益の必要性のため、法に基づき外商投資者の投資に対し、接収或いは徴用を行う事ができる。接収、徴用する場合、法定のプロセスに従って実施し、公平で合理的な補償を与えなければならない。

第21条 外国投資者の中国国内での出資、利益、資本収益、資産処分による所得、知的財産権の使用許可費用、法により獲得した補償又は賠償等は、法に基づき人民元又は外貨を自由に海外へ送金もしくは海外から受け取ることができる。

第22条 国は、法により外国投資者と外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権者や関連する権利者の合法的權益を保護し、自由意志の原則や商業ルールに則った技術提携を奨励する。

外商投資の過程において、技術提携の条件は投資の各当事者が公平原則を順守し、平等に協議して確定するものとし、行政機関及びその職員が行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない。

第23条 行政機関および当該職員は、職責を履行する過程で知り得た外国投資者、外商投資企業の商業秘密を法に従い保護し、漏洩もしくは第三者に提供してはならない。

第24条 各級の人民政府及びその関係部門が外商投資に関する規範性文書を制定する場合、法律法規の規定に合致していなければならない。法律、行政法規に根拠のない場合、外商投資企業の合法的な權益を減少させたり、その義務を増加させてはならず、市場参入や退出の条件を設置し、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない。

第25条 地方の各級の人民政府及びその関係部門は、外国投資者、外商投資企業に対し、法により制定した政策で承諾及び法により締結した各種の契約を厳格に履行しなければならない。

国の利益、公共の利益により政策の承諾、契約の約定を変更する必要がある場合、法定の権限や手順により実行し、法に基づき外国投資者、外商投資企業がこれにより受ける損失を補償しなければならない。

第26条 国は、外商投資企業の苦情申し立てのメカニズムを構築し、外商投資企業の苦情申し立てにおける重大政策措置を積極的に整備し、外商投資企業からの問題を直ちに解決する。

外商投資企業は、行政機関及びその職員の行政行為によってその適法な權益が侵害されたと認識した場合、外商投資企業の苦情申し立てメカニズムを通じて解決を図ることができる。

第27条 外国投資者、外商投資企業は、法に基づき商会、協会を設立し、それらに参加することができる。商会、協会は法律・行政法規及び規則の規定により関連する活動を展開し、会員の合法的權益を維持、保護する。

※商会とは商工会議所にあたる組織を指す。

第四章 投資管理

第28条 外商投資参入ネガティブリストで投資禁止と規定されている分野に、外国投資者が投資してはならない。

外商投資参入ネガティブリストで投資制限と規定されている分野に外国投資が投資を行う場合、ネガティブリストに規定されている条件に合致していなければならない。

外商投資参入ネガティブリスト以外の分野においては、内外資一致の原則により管理を実施する。

第29条 外商投資でプロジェクトの認可、届出が必要な場合、国の関連規定により実施する。

第30条 外国投資者が、法に基づいて許可の取得が必要となる業種、分野に投資する場合、法に基づいて関連する許可手続きを行わなければならない。

法律・行政法規に別途規定がある場合を除き、関係所管機関は国内資本企業と一致する条件及び手順により、外国投資者の許可申請を審査しなければならない。

第31条 外商投資企業の組織形式、組織機構は、「中華人民共和国公司法」、「中華人民共和国パートナーシップ企業法」を適用する。

第32条 外商投資企業が生産経営活動を展開する場合、関連する法律、行政法規及び国の関連する規定により租税、会計、外貨等を処理しなければならない、また関連する主管部門が法に基づいて実施する監督検査を受け入れなければならない。

第33条 外国投資者が中国国内企業を買収する、もしくは他の方法で経営者集中に参画する場合、「中華人民共和国独占禁止法」の規定に従って、経営者集中の審査を受けなければならない。

※「経営者集中」とは、経営者が合併、持ち分又は資産の取得、もしくは契約等を通じて他の経営者の支配権を取得すること。

第34条 国は、外商投資に関する情報報告制度を確立する。外国投資者または外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を提出するものとする。

外商投資情報報告の内容と範囲は確実に必要であることを原則として決定する。部門の情報共有により取得することのできる投資情報については、再度提出を求めてはならない。

第35条 国は、外商投資安全審査制度を確立し、国安全に影響する、又は影響を及ぼす可能性のある外商投資に対し安全審査を実施する。

法により行われた安全審査の決定は最終決定とする。

第五章 法律責任

第36条 外国投資者が、外商投資参入ネガティブリストで投資禁止と規定されている分野に投資を行った場合、関連する主管部門により投資活動の停止を命じ、期限を設けて持分、資産を処分するか、その他の必要な措置を講じ、投資が実施される前の状態に戻す。違法所得がある場合、違法所得を没収する。

外国投資者の投資活動が外商投資参入ネガティブリストに規定される制限性参入特別管理措置に

違反した場合、関連する主管部門により是正を命じ、参入特別管理措置の要求を満たすよう必要な措置を講ずるよう命じられる。是正を拒否する場合、前項規定により処理する。

第37条 外国投資者、外商投資企業が本法の規定に違反し、外商投資情報報告制度の要求に基づき投資情報を報告しない場合、商務主管部門が期限を設けて是正を命じる。期限を過ぎてても是正しない場合、10万元以上50万元以下の罰金に処す。

第38条 外国投資者、外商投資企業が法律、法規に違反する行為をした場合、関連する主管部門が法によりそれを取り締まり、国の関連規定により信用情報システムに記録する。

第39条 政府関係機関の職員が、外商投資の促進、保護及び管理の業務において職権を濫用し、職務怠慢をし、私利を図った場合、法により処分する。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第六章 附則

第40条 いかなる国または地域が、投資に関し中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限その他の類似する措置を講じた場合、中華人民共和国は実際の状況に基づき、当該国や地域に対し相応の措置を講じることができる。

第41条 外国投資者による中国国内における銀行、証券、保険等の金融業に投資、もしくは証券市場、外貨市場等の金融市場における投資の管理については、国は別途規定がある場合は、その規定に従う。

第42条 本法は2020年1月1日より施行する。「中華人民共和国中外合弁经营企业法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作经营企业法」は同時に廃止する。

本法の施行前にて「中華人民共和国中外合弁经营企业法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作经营企业法」に基づき設立された外商投資企業は、本法の施行後から5年以内は、企業の組織形態を元のまま維持できるものとする。

〈中国短信〉

◆自動車消費刺激策を発表

国家発展改革委員会などは連名で1月29日、新車の購入補助金などを柱とする消費刺激策を発表した。昨年は28年ぶりに台数で前年割れとなったが、自動車消費は景気の動向に直結するため、同市場でのV字回復はマストと判断した。詳細は下記の通り。

【主要6項目の概要】

- ①「国Ⅲ」以下の旧排ガス基準対応車の廃車と速やかな新車の買い替えて補助金を支給。
- ②新エネ車(EV・PHEV)の購入補助金を拡大。
- ③オート三輪を廃車し3.5トンの以下のトラックまたは1.6L以下の小型乗用車の買い替えて補助金支給。
- ④都市部のピックアップトラック走行規制を段階的に緩和。河北省など6省・自治区から実施。
- ⑤中古車ディーラーの販売にかかる増値税について3%から2%に引き下げる。
- ⑥地方政府に自動車管理政策の見直しを求める。

※詳細は後日発表予定。

◆地方GDP、内陸部が成長を牽引

2月12日現在、中国の各地方政府31省(市・自治区)のうち28省が2018年のGDPを発表し、成長率で全国平均の6.6%以上を達成した地域が21省となった。吉林は成長率の発表、黒龍江、新疆は成長率予測の発表にとどまった。

成長率ランクではチベット(西藏)が首位、続いて貴州、雲南、江西、福建の順となり、主に発展余地が大きい内陸(西部・中部)地域が前年同様に上位を占めた。貴州省は近年の「ビッグデータ産業」の発展により関連企業の進出が相次ぎ、18年上半期及び通年の固定資産投資率がそれぞれ17.4%(省別1位)、15.8%(同2位)となり、全体の成長を牽引した。一方、成長率が最も低かったのは天津市の3.6%だった。天津市は昨年GDPの水増しが発覚し、17年の成長率が3.6%と伸び幅が低迷したが、18年も固定資産投資の伸び率が減少するなど前年から横ばいとなった。

規模ランクでは、広東が首位をキープし、2位以下には江蘇、山東、浙江、河南が続き、上位に変動はなかった。6地域がGDPで4兆元を超え、うち

広東と江蘇は9兆元の大台突破となった。

中国では、年々GDPが1兆元規模に到達した省を「兆元クラブの仲間入り」と称して大きく報じられるが、今や兆元超えは省にとどまらず、都市レベルでも続々と増えている。既に1兆元超えを果たしているのは上海、北京、広州、深圳、天津、蘇州、重慶、武漢、成都、杭州、南京、青島、無錫、長沙の14都市で、18年では新たに寧波、鄭州、佛山の3都市が加わる見込み。

◆中国の春節、消費に減速感

中国文化観光部は2月10日、春節期間中(2月4～10日)の中国国内旅行者が前年比7.6%増の4億1,500万人であったとの推計を発表した。

近年、春節の過ごし方に変化が見られ、家族が帰省し一家団欒で過ごすという選択以外に、国内や海外旅行を楽しむ傾向が急増している。春節の旅行先では、北京、西安、三亜など世界遺産や観光資源が豊富なエリアが人気であるが、文化的な観光も最近のブームとなっている。中国旅行研究院の調査によると、春節中に博物館、美術館、図書館・科学館、歴史ある街並みを訪れた観光客割合は、それぞれ40.5%、44.2%、40.6%、18.4%にのぼり、各文化イベントを見物する観光客は34.8%と3人に1人が文化的イベントに関心を持っていることが示された。

一方、春節期間中の消費に減速感が漂った。観光収入は、前年比8.2%増となる5,139億元(約8兆3,860億円)と、収入額自体は増加したものの、伸び幅が前年の12.6%から4.4ポイントと大幅に下落した。

小売・飲食業売上高は前年比8.5%増となる1兆50億元(約16兆4,000億円)となり初の1兆元突破となったが、こちらも伸び幅が前年の10.2%から1.7ポイント下回った。伸び幅が1桁台にとどまったのは2005年以来となった。小売では、ネット市場が売上を牽引したが、その反動で百貨店やショッピングセンターなどの販売が低迷した。

18年の中国GDPは6.6%と過去28年間で最低となり、米中貿易摩擦の影響などで景気の減速が鮮明になっているが、春節期間中も消費に対する下押し圧力が継続していることを示した。

◆2018年の粗鋼生産量、過去最高に

国家発展改革委員会は1月30日、2018年の粗鋼生

産量が前年比6.6%増となる9億2,826万トンと過去最高となったと発表した。上半期の堅調な内需により鋼材価格が上昇し鉄鋼企業の増産に繋がった。世界全体に占める割合は過半の51.3%と前年より1ポイント増えた。

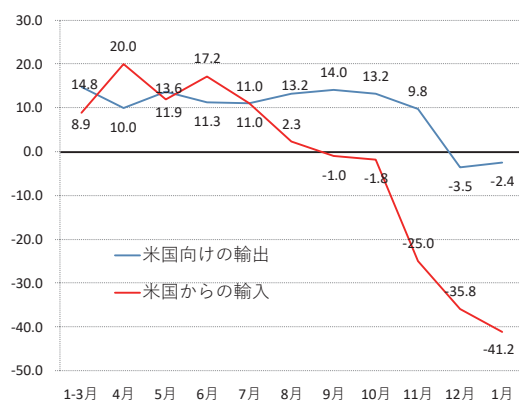
中国政府は環境問題への対処として鉄鋼の能力削減や生産規制を行っている。過去3年間、地条鋼(成分や品質の安定しない粗悪な鉄鋼・鋼材)の徹底的な取り締まり、過剰生産能力1.5億トンの削減などが生産設備の稼働率向上に繋がったとされるが、目下の米中貿易摩擦の影響で鉄鋼需要の停滞が生じれば、再び鋼材価格の低下や輸出増に繋がることが危惧されている。

◆米中貿易、追加関税の影響明るみに

中国の税関総署によると、2019年1月の貿易統計は輸出が前年同月比9.1%増の2,175億ドル、輸入が同1.5%減の1,784億ドルだった。輸入は2ヵ月連続の減少、国内需要の減退に加え米国からの輸入が大幅減になっていることが要因とされる。

対米貿易では、輸出が前年同月比2.4%減の365億ドル、輸入が同41.2%減の92億ドルとなり、昨年追加関税を相互にかけた影響が明るみになっている。

対米貿易の月別推移



◆米国、対中関税引き上げ延期を発表

米国・トランプ大統領は2月24日、ツイッターで3月1日が期限となっていた中国からの輸入製品に対する関税引き上げを延期すると発表した。米国は9月24日から中国製品2,000億ドル相当に関して10%の追加関税を課しており、2019年1月1日からこれを25%に引き上げるとしていたが、12月1日の米中首脳会談で引き上げを3月1日(90日間)まで延期していた。

新華社によると、米中両政府は2月21～24日にワシントンで第7回米中経済貿易ハイレベル協議を行い、

協定書の文面の議論の段階に入ったとされる。トランプ大統領は知的財産権の保護、技術移転、農業、サービス、為替などの問題において「大きな進展」があったことを交渉期限延期の理由とした。今回の関税引き上げの猶予期間については明らかになっていないが、当面は沈静に向かう見通しとなった。

◆新エネ車普及応用推薦車種リストを発表

中国工業情報化部は2月17日、新エネ車向けの補助金対象車種をまとめた「新エネ車普及応用推薦車種リスト(19年第1弾)」を発表した。

今回対象となったのは49社の乗用車(バスを含む)106車種で、内訳はEV(電気自動車)が48社の98車種、PHV(プラグイン・ハイブリッド車)が7社の8車種となった。補助金対象となったメーカーには中国各地のローカルブランドが目立った。

同リストの補助金対象は年々ハードルが高くなっている。16年(第1～5弾)にリスト入りしたメーカー数は235社の2,193車種にも及んでいたが、対象車種の再審査によって、17年の第1弾では185車種、18年の第1弾では118車種に縮小していた。18年は第1～13弾のリストが発表されているが、直近の推移を見ても選考基準が年々高くなっていることから、対象車種は縮小傾向にある。その分、選考をクリアしたメーカーのEVの性能は高くなっており、航続距離が500kmオーバーの車種も多くみられ、BYDのEVバスは最高航続距離が625kmに達している。

◆中国の産金量、18年も世界一

中国黄金協会によると、18年の金生産量は401tと12年連続で世界一となった。前年の426tから25t(5.9%減)の減産で、金生産量の内訳は、鉱山からの産出量が346t、非鉄原料からの生産量が55tだった。18年は輸入原料による金の生産が同23.5%増の113tに達し、この分を合算した金生産量は同0.7%減の514tとなった。

一方18年の金消費量は前年比5.7%増となる1,151tと6年連続の世界一となった。用途別では、金装飾品が同5.7%増の736t、金延べ棒が3.2%増の285t、金貨が7.7%減の24t、工業及びその他が17%増の106tだった。国内の金消費市場が回復傾向にあり、装飾品や延べ棒などの需要が堅調に増えているが、金貨に減少が見られた。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年2月	11,397	5.5	12,709	▲15.8	▲1,312	赤字縮小
2019年1-2月	20,978	▲6.4	31,087	▲4.2	▲10,109	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

2月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	63,843	100.0
	内 訳		
	アメリカ	13,030	20.4
	E U	8,004	12.5
	アジア	33,141	51.9
	うち中国	11,397	17.9
輸入	総額	60,453	100.0
	内 訳		
	アメリカ	6,781	11.2
	E U	7,421	12.3
	アジア	28,201	46.6
	うち中国	12,709	21.0

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

2月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	半導体等製造装置	22.6	1.4
		2	自動車	17.3	0.7
		3	プラスチック	12.8	0.6
	減少	1	半導体等電子部品	▲19.5	▲1.4
		2	自動車の部分品	▲13.3	▲0.8
		3	科学光学機器	▲12.0	▲0.7
輸入	減少	1	衣類・同付属品	▲23.3	▲2.5
		2	金属製品	▲18.9	▲0.7
		3	音響映像機器(含部品)	▲17.6	▲0.6

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年2月	2,244	11.3	19.7	1,463	▲19.0	11.5	781	黒字拡大
2019年1-2月	4,011	▲3.3	19.1	3,668	▲2.3	11.8	343	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

2月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	16,720	100.0
	内 訳		
	アメリカ	4,844	29.0
	E U	2,581	15.4
	アジア	5,766	34.5
	うち中国	2,244	13.4
輸入	総額	7,880	100.0
	内 訳		
	アメリカ	724	9.2
	E U	1,112	14.1
	アジア	3,888	49.3
	うち中国	1,463	18.6

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

2月の主な増減品目

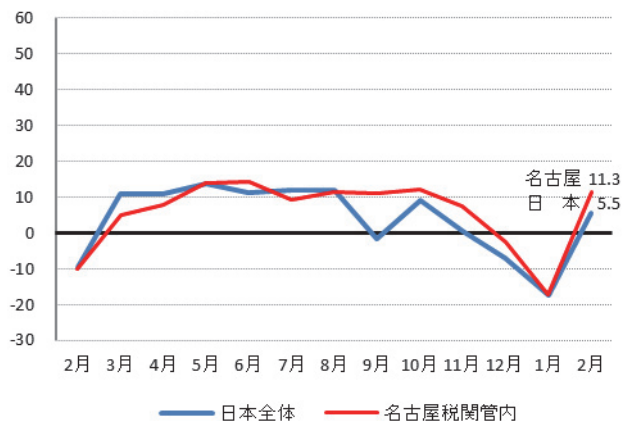
単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	114.4	2.4
		2	科学光学機器	78.4	1.9
	減少	1	自動車の部分品	▲7.7	▲1.9
輸入	減少	1	衣類及び同附属品	▲26.6	▲3.5

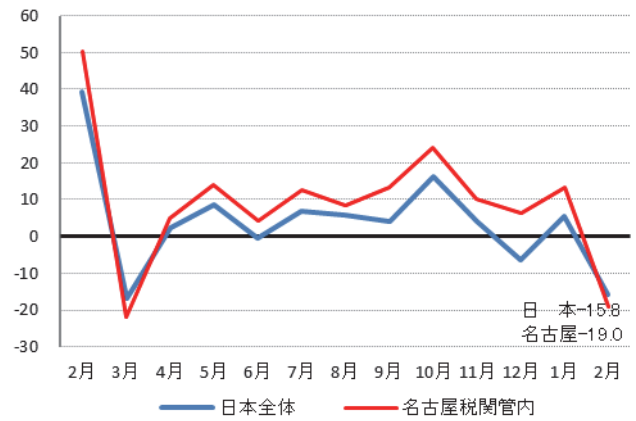
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

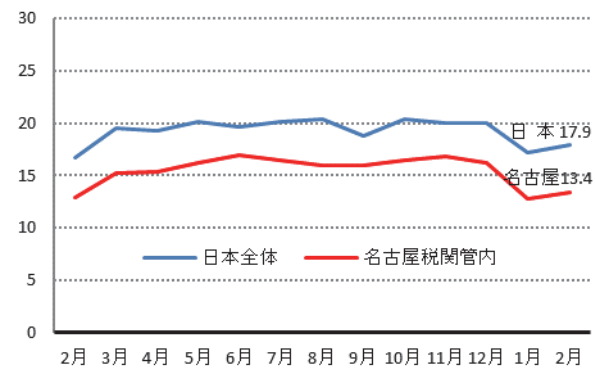
中国への輸出額の月別伸率(%)



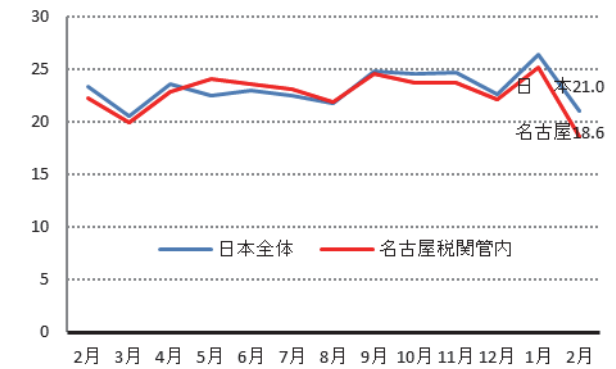
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年2月	1,352	▲20.7	1,311	▲5.2
2019年1-2月	3,532	▲4.6	3,095	▲3.1

出所：中国税関総署

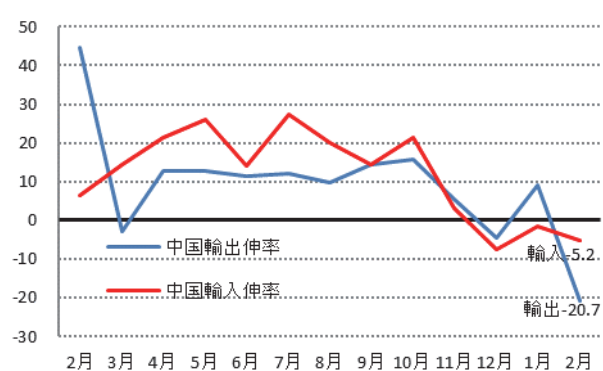
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

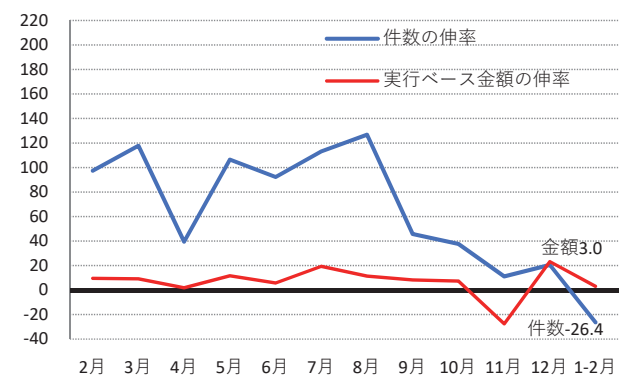
年 月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年2月	N/A	N/A	92.8	3.3
2019年1-2月	6,509	▲26.4	216.9	3.0

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	2月	1-2月
消費者物価指数	1.5	1.6
うち都市	1.5	1.6
農村	1.4	1.5
うち食品	0.7	1.3
食品以外	1.7	1.7
うち消費財	1.1	1.2
サービス	2.1	2.2

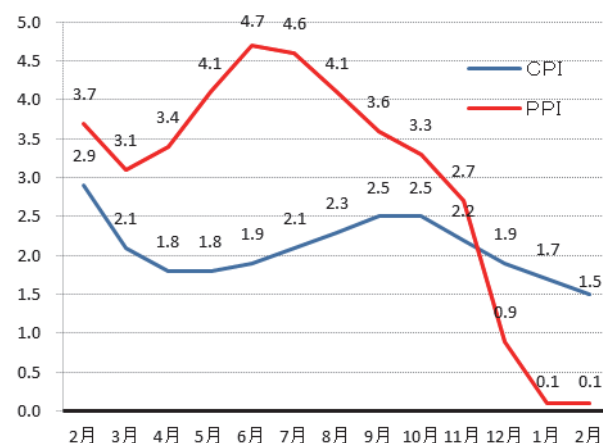
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

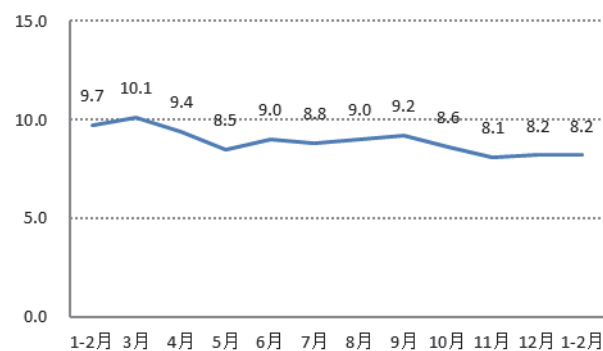
	2月	1-2月
工業生産者物価指数(PPI)	0.1	0.1
うち生産資材	▲0.1	▲0.1
うち採掘	1.8	1.5
原材料	▲1.5	▲1.5
加工	0.3	0.3
生活資材	0.4	0.5
うち食品	0.8	0.8
衣類	1.6	1.6
一般日用品	0.2	0.2
耐久消費財	▲0.6	▲0.3
工業生産者仕入物価指数	▲0.1	0.1
うち燃料、動力類	▲0.5	▲0.1

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



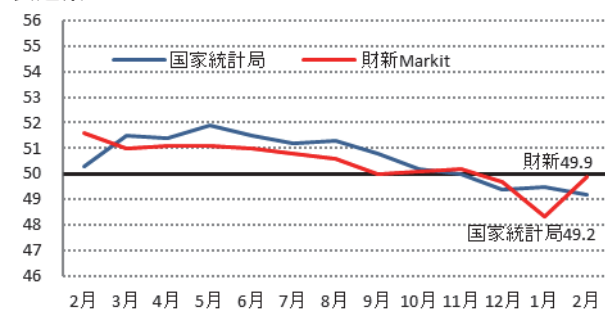
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

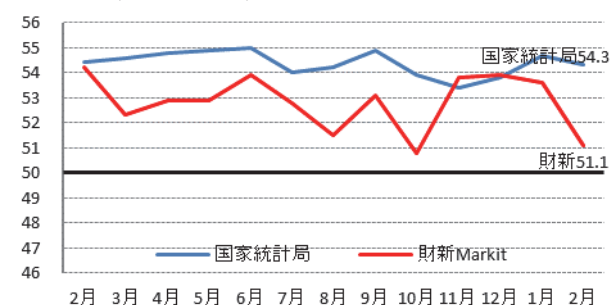
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

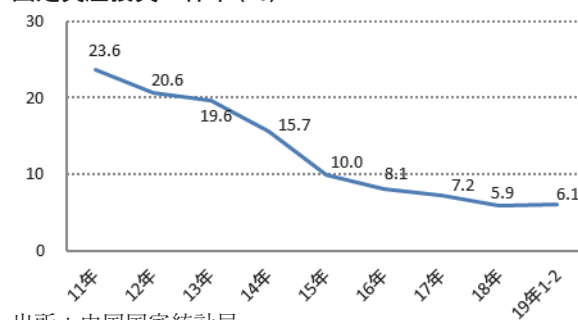


中国の固定資産投資

1-2月分月の固定資産投資

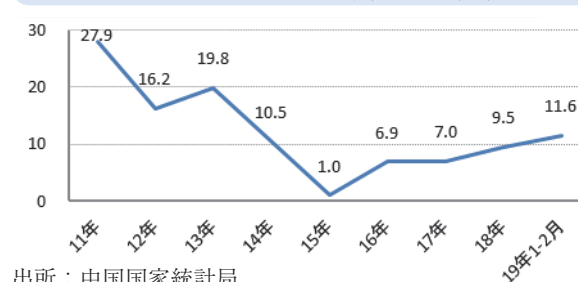
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		44,849	6.1
産業別	第一次	950	3.7
	第二次	13,864	5.5
	第三次	30,035	6.5
地域別	東 部	N/A	3.3
	中 部	N/A	9.4
	西 部	N/A	7.6
	東 北	N/A	5.7

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

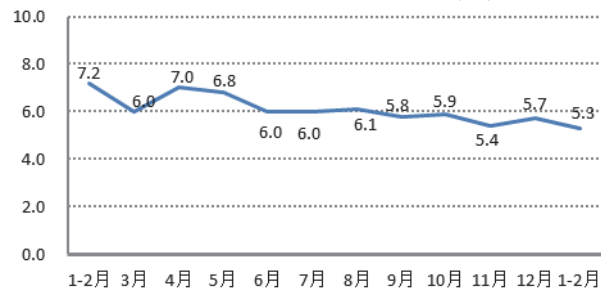
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	1-2月
一定規模以上の工業生産	5.3
内訳 鉱業	0.3
製造業	5.6
電気・ガス・熱・水生産供給業	6.8
内訳 国有企業	4.4
株式制企業	6.4
外資系企業	-0.3
私営企業	8.3

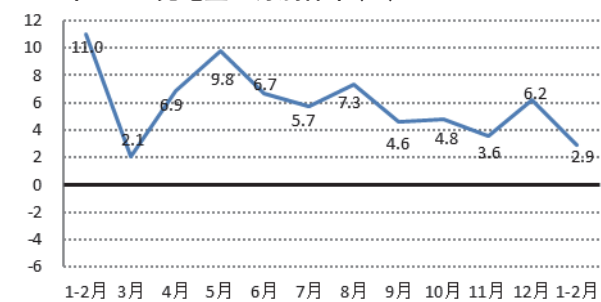
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



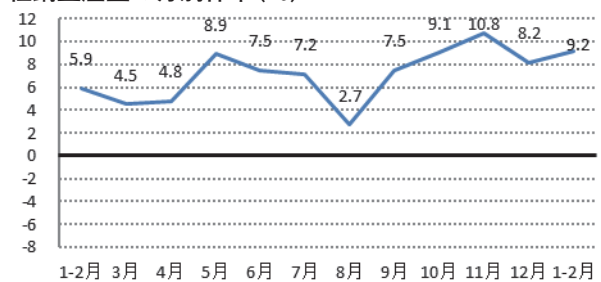
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



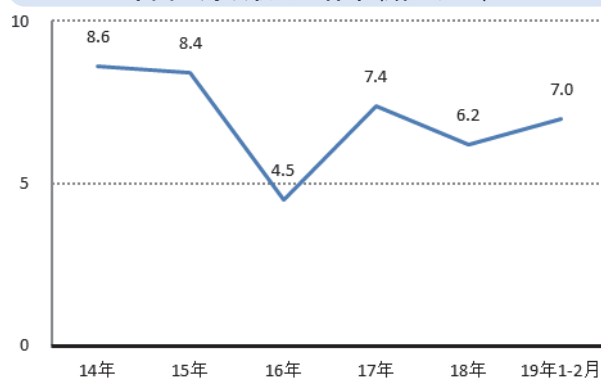
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

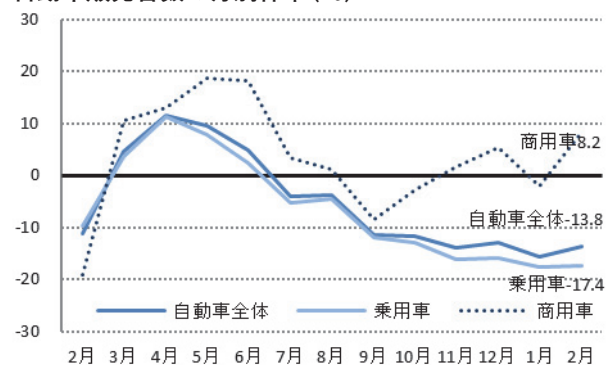
中国の自動車販売台数

台数：万台

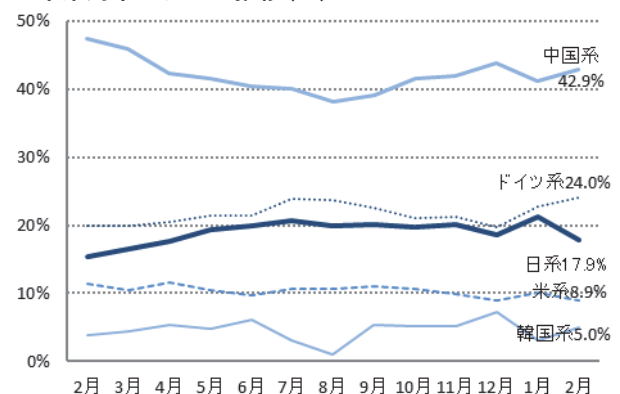
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2013年	2,198	406
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
19年2月	148	26
19年1-2月	385	61

出所：中国汽车工業協会 ※中国産車のみ。輸入車を含まず。

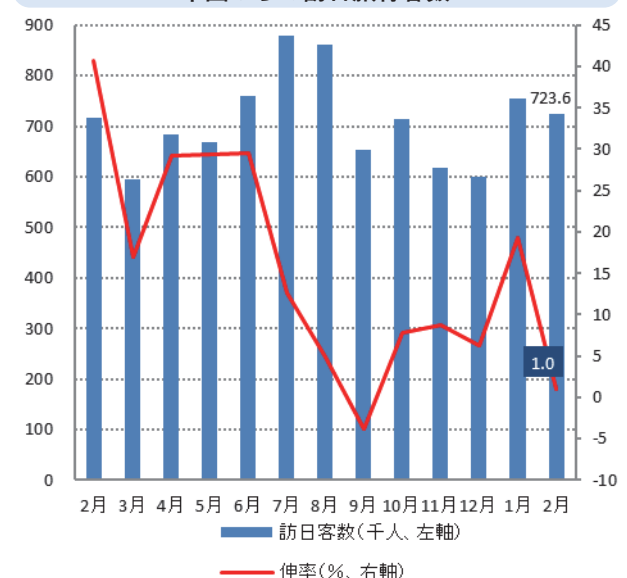
自動車販売台数の月別伸率(%)



日系乗用車のシェア推移(%)



中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局